



新型コロナウイルスワクチン

【追加接種（3回目接種）・小児の初回接種等】

実施計画

令和3年11月26日策定

令和3年12月28日改定

令和4年1月20日改定

令和4年2月28日改定

令和4年3月29日改定

一 関 市

改定履歴

改定日	改定内容
令和3年12月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加接種における医療従事者等、高齢者施設等の入所者と従事者、通所サービス事業所の利用者と従事者、医療機関に入院中の者及びこれ以外の高齢者の接種間隔の短縮に係る改定</li> <li>・追加接種での武田/モデルナ社ワクチンの使用が薬事承認されたことに係る改定</li> <li>・その他所要の改定</li> </ul>
令和4年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加接種における高齢者及び64歳以下の者の接種間隔の短縮に係る改定</li> <li>・その他所要の改定</li> </ul>
令和4年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児（5～11歳）の初回接種に係る改定</li> <li>・追加接種における優先接種に係る改定</li> <li>・追加接種における64歳以下の者の接種間隔の短縮に係る改定</li> </ul>
令和4年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12～17歳の追加接種に係る改定</li> </ul>

## 1 計画の目的

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施に必要な事項を定め、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）及び12月以降の初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）を円滑に行うため、本計画を作成する。

## 2 初回接種の状況

初回接種（12歳以上）の状況は以下のとおり。（令和3年11月25日現在）

区分	対象人数	1回目接種済み		2回目接種済み		2回目接種のワクチン種類	
		人数	割合	人数	割合	ファイザー	武田/モデルナ
12～19歳	7,289人	6,689人	91.8%	6,411人	88.0%	4,768人	1,643人
20～29歳	7,826人	7,046人	90.0%	6,866人	87.7%	3,256人	3,610人
30～39歳	9,769人	8,769人	89.8%	8,595人	88.0%	4,608人	3,987人
40～49歳	13,684人	12,552人	91.7%	12,372人	90.4%	6,776人	5,596人
50～59歳	13,964人	12,990人	93.0%	12,890人	92.3%	7,469人	5,421人
60～64歳	8,413人	7,947人	94.5%	7,908人	94.0%	4,924人	2,984人
65歳以上	43,684人	41,098人	94.1%	40,858人	93.5%	40,592人	266人
計	104,629人	97,091人	92.8%	95,900人	91.7%	72,393人	23,507人
						(75.5%)	(24.5%)

## 3 計画の前提条件

### 【追加接種】

#### (1) 使用するワクチン

ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンを使用する。  
ただし、12歳～17歳は、ファイザー社ワクチンのみを使用する。

#### (2) 接種対象者

初回接種を受けた全ての市民とする。

#### (3) 接種間隔

2回目接種を受けてから原則として8か月経過後、追加接種を1回行う。  
ただし、以下に掲げる対象者は8か月以上の経過を待たずに追加接種を行うことができる。

対象者	初回接種完了からの接種間隔
医療従事者等	6か月以上
高齢者施設等の入所者と従事者	
通所サービス事業所の利用者と従事者	
医療機関に入院中の者	
上記以外の高齢者（65歳以上）	令和4年2月以降：7か月以上 令和4年3月以降：6か月以上
上記以外の高齢者（64歳以下の者）	令和4年3月以降：6か月以上

(4) 交接種

初回接種と異なるワクチン（mRNA ワクチン）を追加接種で用いる交接種を可能とする。

(5) 供給されるワクチン量

令和4年5月までに、接種に必要なワクチン（初回接種の接種率を93%として約97,000回分）が全て供給されると想定する。

ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンは、おおむね半数ずつ供給されるものと想定する。

**【初回接種】**

(1) 使用するワクチン

ファイザー社ワクチンを使用する。

(2) 接種対象者

接種対象者のうち、以下に掲げる者（以下「新規対象者」という。）とする。

ア 誕生日を迎え、接種対象年齢に到達した者

イ 初回接種を未完了で転入した者

ウ 療養その他の事情により、これまで初回接種を受けられなかった者

(3) 接種間隔

1回目接種を受けてから、3週間の間隔をおいて2回目の接種を行う。

**【初回接種（小児）】**

(1) 使用するワクチン

ファイザー社の小児用ワクチンを使用する。

(2) 接種対象者

5～11歳の者

(3) 接種間隔

1回目接種を受けてから、3週間の間隔をおいて2回目の接種を行う。

(3) 供給されるワクチン量

令和4年5月までに、接種に必要なワクチンが全て供給されると想定する。

## 4 接種対象者数

接種対象者は、以下のとおりと見込む。

### 【追加接種】

区分	初回接種完了者数見込み (初回接種の接種率 93%)
12～17 歳	約 5,000 人
18～19 歳	約 1,700 人
20～29 歳	約 7,200 人
30～39 歳	約 9,000 人
40～49 歳	約 12,700 人
50～59 歳	約 13,000 人
60～64 歳	約 7,800 人
65 歳以上	約 40,600 人
対象人数計	約 97,000 人

### 【初回接種：月当たり】

区分	月当たり人数
接種対象年齢到達者	約 70 人
その他初回接種未完了者	約 50 人
対象人数計	約 120 人

### 【初回接種（小児）】

区分	人数
5～11 歳人口	約 5,500 人

## 5 接種計画

### 【追加接種】

#### (1) 医療従事者

- ① 個別接種を基本とし、対象者に接種場所を割り振り、接種を行う。
- ② 接種開始時期：令和 3 年 12 月

#### (2) 高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者

- ① 施設が訪問接種を行う医療機関等と接種方法・日程を調整して接種を行う。
- ② 接種開始時期：令和 4 年 1 月

#### (3) 医療機関に入院中の者

- ① 有床医療機関に接種実施意向を確認し、日程を調整して接種を行う。
- ② 接種開始時期：令和 4 年 1 月

#### (4) 65 歳以上の高齢者 ※(1)(2)(3)を除く

- ① かかりつけ医や身近な医療機関で接種を受ける個別接種を中心に、集団接種を併用する。
- ② 接種開始時期：令和 4 年 2 月

### (5) 優先接種対象者（市独自）

① クラスターの発生を防止するため、以下の者に集団接種の日時を割り振り、優先接種を行う。

- ア 居宅サービス事業所等の従事者
- イ 訪問系サービス事業所等の従事者
- ウ 保育所・幼稚園・こども園等の従事者
- エ 特別支援学校の従事者
- オ (2)の対象者のうち、医療機関等と調整がつかなかった者

② 接種開始時期：令和4年2月

### (6) 12歳以上64歳以下の者 ※(1)(2)(3)(5)を除く

① 個別接種と集団接種を併用する。

ただし、12～17歳は、個別接種で実施する。

② 接種開始時期：令和4年3月

### ※ 追加接種の接種券の発送について

接種券は、それぞれ追加接種が可能となる時期の前（6か月または7か月が経過する前）に送付する。

なお、高齢者の追加接種が集中する2月の対象者へは、予約と接種をスムーズに進めるため、接種券の送付を4回に分けて行う。（例：2月1日に接種可能になる者へは2回目接種の時期に応じて1月上旬または1月中旬に接種券を送付する。）

2回目接種月		令和3年									
		3・4月	5月	6月		7月		8月	9月	10月	11月
				前半	後半	前半	後半				
対象者（人）		1,300	2,600	6,000	11,000	9,300	12,300	20,300	16,000	16,200	2,000
接種券発送		R3.11 下旬	R3.12 下旬	R4.1 上旬	R4.1 中旬	R4.1 下旬	R4.2 上旬	R4.2 中旬	R4.2 下旬	R4.3 下旬	R4.4 下旬
接種開始	医療従事者等、 65歳以上の者	R3.12	R4.1	R4.2.1	R4.2.1	R4.2 前半	R4.2 後半	R4.3			
	64歳以下の者							R4.3	R4.3	R4.4	R4.5

### 【初回接種】

#### 新規対象者等（接種対象年齢到達者等）

- ① 個別接種を基本とし、追加接種を実施する医療機関で接種を行う。
- ② 各医療機関において、追加接種の個別接種が始まるまでの間（令和4年1月上旬まで）は、一関保健センターで小規模な集団接種を行い、新規対象者等の接種機会を確保する。

#### 小児（5～11歳）

- ① 集団接種を基本とし、一部医療機関による個別接種を併用する。
- ② 接種開始時期：令和4年3月

## 6 接種体制

広大な市のエリアに集落が点在する地域性を踏まえつつ、今後、新型コロナウイルスワクチン接種が定期化していくことも視野に、かかりつけ医や身近な医療機関で接種を行う個別接種を中心とし、接種機会の確保を図るため、医療機関が休診の土曜日、日曜日及び平日夜間に広い特設会場で接種を行う集団接種を併せて実施する体制とする。

### (1) 個別接種

#### 【実施医療機関と接種可能数】

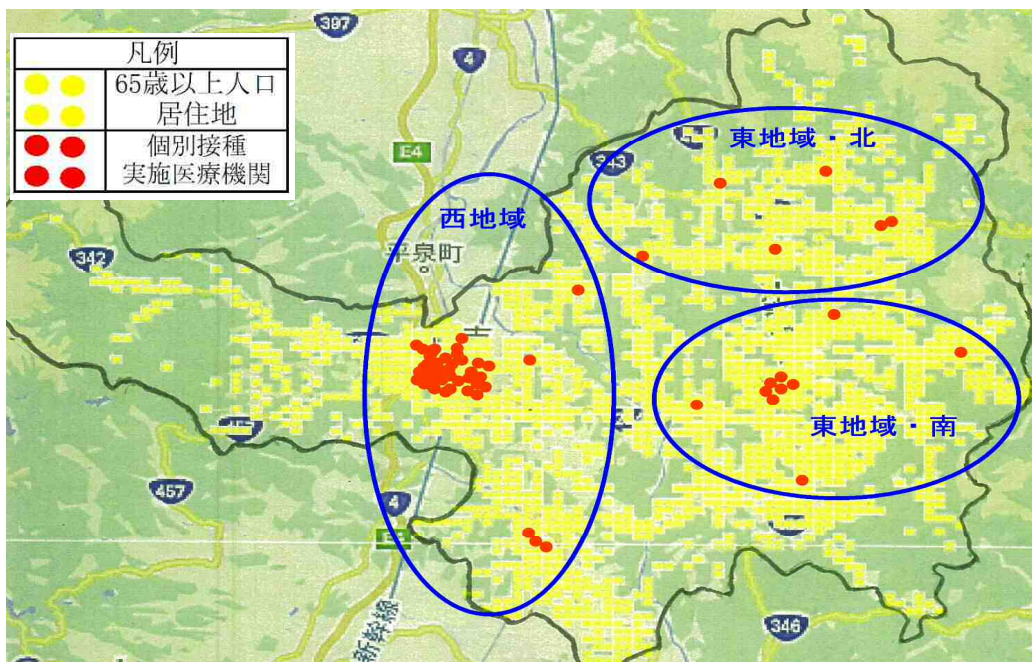
地域	エリア	実施医療機関数		週当たりの接種可能数
			うち小児	
一関	西地域	35	3	2,810
花泉		3	1	200
大東	東地域・北	5	1	550
東山		2	1	380
千厩	東地域・南	8	2	970
室根		1		120
川崎		1		70
藤沢		1		310
計		56	8	5,410

【使用するワクチン】 12歳以上 : ファイザー社または武田/モデルナ社

1つの医療機関で使用するワクチンはいずれかとし、複数種類のワクチンは原則として併用しない。

小児（5～11歳）：ファイザー社の小児用ワクチン

【参考】 65歳以上人口分布図



## (2) 集団接種

【会場】 一関市総合体育館（ユードーム）

【開設日時】 土曜日：14時～17時（2月中旬～4月）

日曜日：9時～12時、13時～16時（2月中旬～5月）

平日：18時30分～20時30分（4月）

を基本とし必要に応じて増減する。

【使用するワクチン】 18歳以上：武田/モデルナ社

小児（5～11歳）：ファイザー社の小児用ワクチン

### 【接種従事者】

予診を行う医師1名、接種を行う看護師2名、計3名を1グループとし、土日は3グループ、平日は2グループを基本として接種を行う。

この他、土日は、健康観察担当医師1名、救急救命士1名、ワクチンの希釈・シリンジへの充填等を行う薬剤師または看護師8名、問診や次回予約等に携わる事務職員等50名程度を配置することを基本とし、平日は、規模を縮小して職員を配置する。

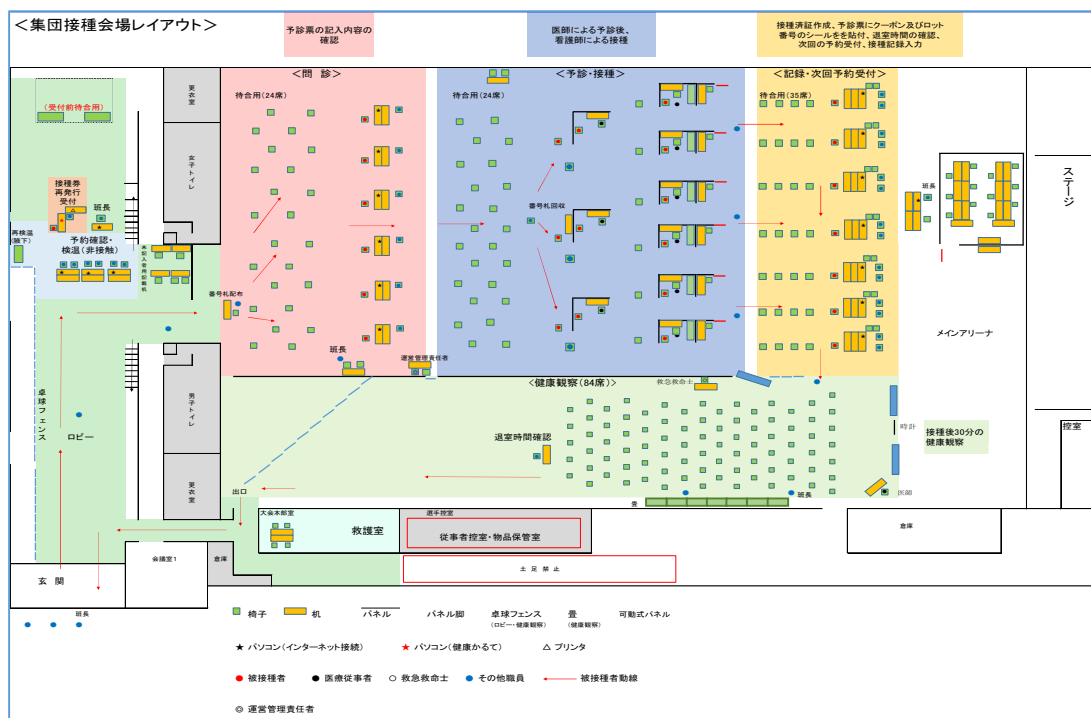
なお、小児接種では、健康観察担当医師として小児対応可能な医師を配置する。

### 【接種可能数】

上記体制により1グループにつき1時間当たり80人を接種した場合、土曜日720回＋日曜日1,440回＋平日320回×5日＝週当たり3,760回の接種が可能。

なお、冬期間は、衣服の着脱に要する時間等を考慮し、1時間当たりの接種数を減らして実施する場合がある。

### 【会場レイアウト】





## 7 実施期間

- 令和3年12月～令和4年9月とする。  
ただし、5月までにおおむね終了することを目指し、6月～9月は、実施規模を縮小して継続実施する。  
なお、ワクチンの供給量等によって実施期間に変動が生じる場合がある。
- それぞれの対象者ごとに最短で接種間隔を短縮した場合の月別対象者は次のとおり。  
【医療機関に入院中の者は除く】

	2回目接種から3回目接種までの間隔	3回目接種を受けられる時期(接種開始時期)									
		R3.12月	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8、9月	計
対象人数		1,300人	7,500人	36,600人	33,500人	14,300人	3,800人	若干名	若干名	若干名	97,000人
医療従事者等	6か月以上	R3.3~7									4,000人
高齢者施設等の入所者・従事者			R3.4~7	R3.8							8,000人
通所サービス事業所の利用者・従事者			R3.4~7	R3.8							
65歳以上の人		R4.2以降:7か月以上 R4.3以降:6か月以上			R3.6~7	R3.8~9					37,000人
64歳以下の人	R4.3以降:6か月以上				R3.7~9	R3.10	R3.11				48,000人
接種体制【使用ワクチン】	個別接種【ファイザー社または武田/モデルナ社】										
	集団接種【武田/モデルナ社】										
初回接種	小児(5~11歳) ※2回接種										5,500人
	新規対象者(接種対象年齢到達者・未接種の転入者等) 月当たり約120人×2回接種										1,200人

- 実施期間中における各週の追加接種人数(合計97,000人)及び小児接種(5,500人×2回接種)の見込みは以下のとおり。

(単位:回数)										
	11/30まで	12/1週	12/6週	12/13週	12/20週	12/27週	1/3週	1/10週	1/17週	1/24週
ワクチン供給量	4,000				13,000					18,000
ワクチン供給量(小児)										
追加接種										
個別接種		100	100	200	200	200	1,000	1,000	1,000	1,500
集団接種										
小児										
計		100	100	200	200	200	1,000	1,000	1,000	1,500
	1/31週	2/7週	2/14週	2/21週	2/28週	3/7週	3/14週	3/21週	3/28週	4/4週
ワクチン供給量		5,000	8,000	8,000	3,000	6,000	11,000		6,000	5,000
ワクチン供給量(小児)					700	1,600				3,500
追加接種										
個別接種	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000
集団接種			1,620	1,640	1,640	1,740	2,160	2,160	2,160	3,760
小児						100	1,010	200	300	1,210
計	3,000	5,000	6,620	6,640	6,640	6,840	8,170	7,360	6,460	8,970
	4/11週	4/18週	4/25週	5/2週	5/9週	5/16週	5/23週	計	うちファイザー	うちモデルナ
ワクチン供給量	5,000	1,000	3,000		1,000			97,000	48,500	48,500
ワクチン供給量(小児)		3,600		1,600				11,000	11,000	
追加接種										
個別接種	3,540	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	68,840	48,500	20,340
集団接種	3,760	3,760	3,760					28,160		28,160
小児	1,480	1,430	1,380	1,380	1,230	1,180	100	11,000	11,000	
計	8,780	8,190	8,140	3,380	3,230	3,180	2,100	108,000	59,500	48,500

## 8 地域別人数と必要接種回数

地域別の必要接種回数と個別接種の週当たりの実施可能数は、以下のとおり。

施設入所者以外の高齢者の追加接種が開始される2月から、追加接種がおおむね終了する5月までの17週間において、各エリア内で個別接種のみでも必要回数を接種できるほどの体制を確保している。

エリア区分	西地域		東地域・北		東地域・南				総数
	一関	花泉	大東	東山	千厩	室根	川崎	藤沢	
①12歳以上の人数(人)	51,096	11,607	11,896	5,848	9,576	4,392	3,211	7,003	104,629
②接種必要数(人) (①×約93%)	58,000		17,000		22,000				97,000
③市や医療機関等が接種日時を調整して行う接種数(高齢者施設等入所者・従事者、通所サービス事業所従事者) ※エリア毎の接種必要数で按分	7,200		2,100		2,700				12,000
④被接種者が予約をして接種を受ける接種数(施設入所者以外の高齢者、12歳～64歳の人) (②-③)	50,800		14,900		19,300				85,000
⑤個別接種での週当たり接種可能数	3,010		930		1,470				5,410
⑥④の人の接種を仮に個別接種のみで行う場合の必要週数 (④÷⑤)	16.9		16.0		13.1				15.7

## 9 接種予約

### (1) 予約方法

予約は以下の方法で行う。

- ・インターネット
- ・コールセンター
- ・医療機関の窓口・電話
- ・予約希望ハガキ

### (2) 高齢者の接種予約

高齢者の接種予約をスムーズに進めるため、以下の対策を講じる。

#### ① 定期受診の際にかかりつけ医で事前に予約

接種券が届く前でも、定期受診の際に2回目接種時期が確認できれば、かかりつけ医で事前に予約を受け付ける。

#### ② ハガキによる予約

- ・市から接種場所と日時を指定されることについて、接種券送付前に対象者全員にハガキで意向調査を行い、希望者には、市が接種場所と日時を割り当てる。
- ・接種場所は一関市総合体育館(ユードーム)を中心に割り当てる。

③ 長期間の予約受け付け

予約開始当初から、高齢者の追加接種が終了する3月頃までの予約を受け付ける。

④ コールセンターオペレーターの増員

高齢者の追加接種が集中する時期は、最大20人体制としてきたオペレーターを30人体制とする。

## 10 接種方法と移動支援

### (1) 接種方法

① 医療従事者

個別接種を基本とし、対象者に接種場所を割り振り、接種を行う。

ア 病院、医院の従事者は自院で接種

イ 歯科医院・薬局等の従事者、救急隊員等は市が指定する医療機関で接種

② 高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者

以下の実施方法の中から、本人の選択または施設が調整して決定する。

ア 当該施設接種医による施設内における接種

イ 外部接種医による施設内における接種

ウ 個別接種医療機関または集団接種会場における接種

③ 医療機関に入院中の者

入院中の医療機関で接種を受ける。

④ 在宅の要介護者、障がい者等

かかりつけ医に相談の上、訪問診療を利用するか、個別接種医療機関または集団接種会場で接種を受ける。

⑤ 優先接種対象者

割り振られた日時に集団接種会場で接種を受ける。

⑥ 小児の初回接種

集団接種を基本とし、一部医療機関による個別接種を併用する。

なお、特別支援学校の児童や在宅の医療的ケア児については、県が医療機関等と調整の上、特別支援学校ごとに接種医療機関を定めて接種を行う。

⑦ 上記以外の対象者

個別接種医療機関または集団接種会場で接種を受ける。

### (2) 接種場所への移動支援

高齢者及び障がい者福祉乗車券の交付を受けている者を対象に「タクシー・バス乗車券」（1回1,000円分×2枚）を交付し、ワクチン接種場所までの移動を支援する。

## 11 住民票所在地以外で接種（以下「住所地外接種」）を行う場合

原則として、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることになるが、長期入院、長期入所している者等、やむを得ない事情による場合には、例外的に住所地外接種を受けることができる。

【やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している者の例】

①	出産のために里帰りしている妊産婦
②	単身赴任者
③	遠隔地へ下宿している学生
④	入院・入所者
⑤	通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
⑥	基礎疾患を持つ者がかかりつけ医の下で接種する場合
⑦	コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合
⑧	副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
⑨	市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
⑩	災害による被害にあった者
⑪	勾留又は留置されている者、受刑者
⑫	国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」、「武田／モデルナ社ワクチン接種センター」又は「アストラゼネカ社ワクチン接種センター」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
⑬	職域接種を受ける場合
⑭	船員が寄港地等で接種を受ける場合

また、やむを得ない事情があり、住民票所在地の自治体から接種券の発行を受けられない者（住民基本台帳に記載のない外交官等）について、居住の実態が認められた場合は居住地の市町村が接種券を発行し、接種を行う。

住所地外接種を希望する者は、原則として接種を行う市町村に事前に届出を行う。申請の方法は、(1)郵送申請、(2)窓口申請、(3)WEB申請による。

市町村は、申請内容を確認し、問題がなければ住所地外接種届出済証を申請者に交付する。

なお、上記④～⑭及び住所地外接種であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者については、市町村への届出を省略することができる。

## 12 共同接種体制

集団接種及び個別接種ともに、平泉町と共同接種体制で接種を進める。

このことにより、一関市が設置する集団接種会場において、必要に応じて平泉町民が接種を受けることができる。

また、両市町における住所地外接種にかかる申請は不要となり、いずれの医療機関でも接種を受けることができる。

なお、平泉町の小児は同町で小児科医を確保することが困難であることから、一関市の接種会場ですべて接種を行う。

## 13 ワクチンの配送

ワクチンの配送については、別に定める配送計画に従って実施する。

## 14 副反応への対応

### (1) 接種前

- ・ 予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について適切な説明を行い、文書同意を得た場合に限り接種を実施する。
- ・ 小児のワクチン接種においては、保護者に対するワクチンの有効性・安全性等の説明に加え、本人に対する年齢に応じたわかりやすい説明を行う。

### (2) 接種後の観察

- ・ 15分～30分間、接種場所で経過観察を行う。
- ・ 集団接種会場においては、健康観察医及び救急救命士が待機し、副反応が起きた際に速やかに対応できる体制を構築する。

### (3) 副反応の発生が疑われる症例が発生した場合

- ・ 接種後、副反応を疑う体調の変化があった場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談する。
- ・ 診察を行った医師は、厚生労働省の通知に基づき「副反応疑い報告」を行う。
- ・ 副反応に関する相談窓口は、岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンター〔☎0120-89-5670〕で対応する。

### (4) 健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が発生した場合

- ・ 予防接種法に基づく健康被害救済制度が設けられており、申請者は、必要な書類を揃えて市へ請求し、厚生労働大臣が認めた場合、医療費や障害年金等の救済給付が受けられる。

## 15 市民への周知と相談窓口

市広報、市ホームページ、市フェイスブックへの掲載、FMあすも、防災無線等に加え、LINEでの通知や、テレビ市長室、ラジオ市長室など様々な媒体を通じ、市民への周知、呼びかけを行う。

相談窓口として『一関市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター』〔☎0120-033-567〕を設置し、市民からの相談や問い合わせ、予約受付等に対応する。

## 16 その他

本計画に定めのない事項は、関係団体と協議し、決定するものとする。